

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成18年3月27日京都市条例第125号)(総務局人事部人事課, 同部給与課及び教育委員会事務局総務部教職員人事課)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)の一部の施行により, 地方自治法の一部が改正されることに伴い, 調整手当を廃止し, 新たに地域手当を設けることとしました。

この条例は, 平成18年4月1日から施行することとしました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第125号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「減ずる」を「減じる」に改め、同条第2項中「いう」を「規定する」に改める。

(京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(京都市職員給与条例の一部改正)

第3条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「調整手当」を「地域手当」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条第1項本文、第12条の2本文、第17条第3項及び第4項、第18条

の2第3項, 第19条, 第20条第1項各号並びに附則第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「, 調整手当」を「, 地域手当」に改め, 同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文及び第8条本文中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この条例は, 平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課, 同部給与課及び教育委員会事務局総務部教職員人事課)